

平成 26 年度第 4 回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 平成 27 年 3 月 2 日（月） 午後 3 時から午後 4 時 20 分まで

■と ころ 職員会館 1 階 第 1、第 2 会議室

■出席委員 会 長 奥 俊信
委 員 中村 久美
委 員 澤田 範夫
委 員 杉浦 恵美

■許可議案審議 建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可 付議案件 1 件（非公開）
建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可 報告案件 15 件（公開）

■その他 傍聴人 なし

○開 会

事務局より、会議開催に当り、委員 4 人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第 4 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、平成 26 年度第 4 回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。

平成 26 年度第 4 回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として澤田委員及び杉浦委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

● 建築基準法第 43 条但し書き付議案件について

議案第 1 号の審議には、個人情報に関する事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

● 建築基準法第 43 条第 1 項但し書き一括同意基準により許可した物件の報告について事務局より 15 件の報告を行った。

事務局が上記についての説明を行った後、質疑に入る。

会 長) 申請地手前の方には側溝があり、申請地前には側溝がないがどのようになっているのか。

事務局) 側溝の代わりに L 型側溝というもので集水を図っている。

会 長) 広い敷地の一区画のようだが、申請地は分割して申請しているのか。

事務局) そのとおりである。元々ガレージが建っていたが、現在は更地となっており、3 区画に分割している。現在申請が出ているのは 1 件のみである。

委 員) 縁石があるところまでが、後退ラインということか。

事務局) そのとおりである。

会 長) 現況あるような段差のままに放置しておいてもよいのか。

事務局) 空間さえ空けておけば問題はないが、建築時に整備するケースが多い。市としては整備までは求めている。

委 員) 後退部分は市に帰属するのか。

事務局) 後退部分を道路基準に沿って整備することによって協議することもできるが、そのまま個人で所有している場合もある。

委 員) 通り抜けできるのか。

事務局) 通り抜けはできる。

委 員) 本件の「市管理通路」とはどういうものか。

事務局) どういう経緯か不明確だが、市に帰属はされており、道路管理者が所有者であるが、市道認定はされていない。

会 長) 他にご意見がなければ、本件については終了するがよろしいか。

各委員) 了。

上記審議により、建築基準法第 43 条許可に関する 15 件の報告は了承された。

会 長) 以上で審査会を終了とする。